

帝国大学制度調査委員会に関する一考察

館

昭

目次

はじめに

一 高田大学令案への対応と委員会の萌芽

二 帝国大学制度調査委員会の成立と審議経緯

三 決議事項の実施

1 総長、学長候補者の選挙

2 教授助教授の陞陟

3 教授助教授停年制度の設置

4 評議会の改造

5 名誉教授の推薦

6 学年開始の四月への変更

7 学年学級の廃止

8 優等生、特待生の廃止と試験方法の改善

9 卒業式の廃止

10 大学院および学位制度の改良

むすび

はじめに

大正七年三月一九日評議会の決議にもとづき、東京帝国大学内に帝

国大学制度調査委員会¹⁾が設置された。山川健次郎総長を委員長とし各
分科大学より選出された三〇名の委員により、同月二七日より四月三
〇日にいたる一〇回にのぼる会合で一三件の帝国大学制度改革に関す

る審議決定を行った。法定の最高決定機関たる評議會を補助するべく設けられた大規模委員会の、そして大学制度問題検討のために設けられた専門的委員会の嚆矢である。

そもそも帝国大学評議會は、今日の一国立大学の評議會と異なり、こと高等教育に関しては文部大臣の諮問機関的地位を法的に占め、建議権をも付与されていたのである。帝国大学令は明治一九年三月に制定（勅令第三号）されたが、井上文政下の明治二五、六年に大学の自治を拡大する大改正がなされた。明治二五年九月の改正で旧来評議會構成員たる評議官（員）の選出を文部大臣による各分科大学教授よりの「特選」としていたものを、一名は各分科大学長（法科は教頭）に固定し、他の一名は各分科大学教授会の互選にもとづく任命と改めた。さらに同二六年八月の改正で、従来「学科課程ニ関スル事項、大学院及分科大学ノ利害銷長ニ関スル事項」（第七條）に限定されていた審議権が大幅に拡大されたのである。

つまり、（一）学科の設置廃止、（二）講座の種類、（三）大学内制規、（四）学位授与のほか、（五）文部大臣または総長より諮詢の件、がその審議事項とされ、さらに「高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議」する権限を持つ旨付記されたのである。（「帝国大学令」明治二六年八月二日、勅令第八二号、第八條。

右の高等教育に関する建議権は、第五項の文部大臣による諮詢事項の審議権とともに、明治一九年の高等教育會議に始まる文部大臣または内閣直屬の教育政策に関する諮問委員会の存在にかかわらず、また明治三〇年の京都帝国大学設立以来の帝国大学の増設、さらに大正七

年二月に官公私立大学を統轄する大学令が制定され帝国大学令がいわばその下位法令となった（改正は大正八年二月）後も存続し（第七條）第二次大戦後の教育制度の全面的改編に到るまで失われることがなかったのである。

帝国大学の高等教育制度に関する発言権はこのように法制上のものであったが、それによって帝国大学評議會は大正期の大学制度改革の中でも少なからぬ役割を果たしたのである。そもそも大正七年の大学令制定に到る大学制度改革の端初をなす奥田文政下の「帝国大学令改正案」（大正三年）は奥田文相みずからが高等教育會議にかえて設置した文相諮問機関たる教育調査会に提出される以前に、総長諮詢というかたちをとって東京帝国大学評議會の逐条審議に付されている。結局この案は山本内閣の瓦解によって教育調査会に提出されることなく終わったが、続く大隈内閣、高田文相によって帝国大学評議會を素通りして教育調査会に提出された大学令案は、帝国大学側の坐視し得ない内容をもっていた。この問題への東京帝国大学評議會の対応の経緯は後述するところであるが、この対応の中で教授会→評議會といういわば法定の形式的プロセスを越えた大学としての意志決定過程が論議にのびり、そこに委員会設置の構想が芽生えたのである。

政権再び交代して寺内内閣、岡田文相のもとで、大正六年内閣直屬の諮問機関として臨時教育會議が設置され、官公私立大学を統轄する大学令の制定が日程にのぼると、山川総長の発議によって東京帝国大学評議會は、帝国大学制度検討のために帝国大学制度調査委員会の設置に踏み切ったのである。その後戦前の東京帝国大学には小野塚総長

時代に「大学制度調査委員会」（昭和三年）、長与、平賀両総長にまたがって「大学制度（臨時）審査委員会」（昭和二、五年）が設置されたが、帝国大学制度調査委員会はこれら大学制度関係委員会の端初をなすものである。

本小論はこの帝国大学制度調査委員会の成立、審議の経緯、教授会、評議会との関係、実施の状況等を資料的に明らかにすることを通じて、その大学制度史上の位置を究明する糸口を得ることを目的とする。

一 高田大学令案への対応と委員会の萌芽

大正四年八月、大隈内閣の内閣改造によって早稲田大学総長高田早苗が文部大臣の座についた。これより先、一木喜徳郎文政下の教育調査会では「大学校令案」が諮詢されているところに、委員の一人である菊池大麓からいわゆる「学芸大学案」が提出され、さらに諮詢案を検討するはずの特別委員会が独自の案を作成するといった具合に紛議を極めていた。こうした事態の中でようやく「中学校卒業者ヲ收容シテ四箇年以上ノ教育ヲ授クル学校ヲ大学トス」という、いわゆる先決問題の一件が可決された。高田は菊池らとともに本件の提案者の一人であり、文相就任とともに大学制度改革に相当の意欲をみせた。そしてこの先決事項にそつた大学令案を教育調査会に諮詢したのである。^③

この問題に関して東京帝国大学評議会は、大正四年九月二八日に協議を行い、左記の申請書を文部大臣に提出することに決した。

今回教育調査会ニ提出セラレタル大学令案ハ事東京帝国大学ハ勿論一般高

等教育ニ関スル重要ナル事項ヲ含メルモノト存セラレ候ニヨリ本大学評議会ニ御諮詢相成候様致度右評議会ノ決議ニ因リ比段申請候也

年月日
文部大臣宛
総長

東京帝国大学のこの動きに対して高田文相はじめ、大学令案は帝国大学には関係なしとしてこの申請を承認しなかつたが、山川健次郎東京帝国大学総長は直接文部省に出向き、これを強硬に主張したと言われる。^④ その結果一〇月一日付けで文部次官より左記の諮詢がなされた。

今般教育調査会ニ諮詢セラレタル大学令案ハ帝国大学ニハ直接ノ関係ナシト認メ諮詢セラレサル予定ニ有之候処先般御申出ノ次第モ有之候ニ付別記大学ノ要項及御回付候間評議会ニ於テ御審議ノ上御意見開申相成度候尙帝国大学ノ修業年限短縮ハ世論ノ一般ニ希望スル所ニシテ適當ナル成案ヲ得バ誠ニ教育界ノ慶事ト被存候ニ付御審議ノ際ニハ独リ右大学令案ノ各条項ノミニ限ラス帝国大学修業年限ノ短縮方法ニ関シテ十分御攻究相煩ハシ度其結果同時ニ御報告相成度候尙又本件ハ且下教育調査会ニ於テ審議中ニモ有之候間可成急速ニ御取纏相成候様特ニ御配慮ヲ得度不堪希望候

右大臣ノ命ニ依リ得貴意候

敬具

大正四年十月一日

文部次官福原鏝二郎

東京帝国大学総長

理学博士山川健次郎殿

本諮詢事項は、まず一〇月二日の評議会で協議され、各分科大学教授会の意見を徴した上で更に評議会を開くこととなつたが、この際、場合によっては「教授総会」を開くよう協議された点が注目される。

さらに一〇月六日の評議會は大學令案と帝國大學の修業年限短縮問題に關して、次のような答申を早々に決議してゐる。

御諮詢相成候大學令案并帝國大學修業年限ノ件ニツキ評議會ニ於テ審議ヲ遂ケ左ノ通決議致候

一、大學令案ハ其主要ノ条項ニ於テ不備ノ点有之ト被存候間當局ニ於テ更ニ御考究ノ上其成案ヲ御諮詢相成度コト

一、各分科大學ノ修業年限ハ之ヲ短縮スルノ余地ナシト雖モ予備教育以下ニ於テ現今ノ学力ヲ低減セズシテ年限ヲ短縮スル良法アルヤモ計リ難シ此等ノ方法御調査ノ上其成案ヲ更ニ御諮詢相成度コト

右及答申候也

年月日

文部大臣宛

総長

しかし評議會はこの決議で大學令案への対策を終えたものではなかつた。一月二三日の評議會は左記のように、大正三年の帝國大學令改正案のごとく、教育調査會へ提出する前に帝國大學評議會に諮詢をするよう求める上申案を決議するとともに、大學制度問題に關する東京帝國大學内の意見取り纏め方に關して、各分科大學教授會の意見徵集を決めたのである。

文部大臣 上申案

大學令制定ノ件ニ關シテハ先般御諮詢ノ際答申ノ次第モ有之候処其後教育調査會ニ於テノ調査モ追々進行致候由ニ承リ候就テハ帝國大學及高等學校ニ關スル事項ニツキ原案御作成ノ節ハ之ヲ教育調査會ニ御提出相成候前ニ本學ニ御諮詢相成候様致度評議會ノ決議ニヨリ此段上申候也

附本案提出ノ上ハ各帝國大學總長ヘ其旨通知スルコト

この意見徵集の内容は一、大學令案に対する本學の意見を教授助教

授の總會に於て決定することの可否。二、(1)若し之を可とするときは先ず總會を開き若干の委員を選定して意見案を作成せしめ更に之を總會の議に付すべきか、又は各分科大學教授會に於て委員三名を選定し連合委員會に意見案を作成せしめ總會の議に付すべきか。(2)總會開催を否とするときは、各分科大學教授會に於て委員三名を選定し連合委員會に於て意見案を決定せしむること、にあつた。この總會または連合委員會なるものに諮詢すべきとされた事項は、第一 帝國大學と他の大學とを同一法令の下に支配せしむるの可否、第二 大學修業年限の件、第三 高等學校廢止の可否、若し廢止するとすれば帝國大學の子備教育とその年限は如何にするか、第四 學位令の件、の四件であつたが、教授助教の總會開催は結局、一月三〇日の評議會で可否同数で見合はされることとなつた。各分科大學のこの問題に対する意見を掲げると以下のごとくである。

法	医	工	文	理	農	總會開催の可否	備考
否	否	可	可	可	否	委員三名選出、連合委員會も必要なし	
		可	可	可		大多數の意見	
						全会一致	
						全会一致	
						委員三名を仮に選出	

總會を開かなかつた場合開催がもくろまれた連合委員會も、明確な記録はないが備考に記したように必要なしとの意見が出たこともあつてか設置されないこととなり、予定した諮詢事項は各分科大學教授會で検討されることとなつた。一月二二日の評議會に報告されたその

一 帝国大学制度調査委員会の成立と審議経緯

大隈内閣総辞職の後、寺内正毅が組閣、岡田良平が文部大臣に就任した。岡田は教育調査会を廃し、学制改革問題に決着をつけるべく内閣直属の諮問機関として臨時教育会議を設置（大正六年九月）、大学令に関する討議の場もここに移った。臨時教育会議における大学制度改革の方向性は大学といわれるものの低度を引き下げるものではなく、むしろ帝国大学の水準で公私立のさらに単科の大学を認めるといったものだったので、今回は高田案当時のような文部省と帝国大学側との直接的対立を引き起こすようなことはなかった。

大学令に関する審議の方向も見えた大正七年三月一九日、東京帝国大学評議会に山川総長より左記の諮詢案が提出された。

- 一、学年学級制度廃止
- 二、試験全廢
- 三、学士試験
- 四、教授助教授停年制度設置
- 五、総長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）
- 六、学長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）
- 七、教授助教授ノ黜陟（銓衡委員ヲ置クコト）
- 八、学年始メヲ四月トスルコト
- 九、大学院改良

そしてその決定のために、各教授会より選出する教授各五名からなる委員会による調査、その結果の教授会への附議、更に評議会における審議、決定というプロセスを経ることが決議された。

大正七年三月二七日、山川総長を委員長とし、各分科大学教授合計三〇名を委員とする委員会が初の会合をひらいた。帝国大学制度調査委員会の成立である。委員の構成は医および文科が六名、法、理科が各五名、工、農科が各四名を出し、各分科大学とも学長が、さらに工、農を除く各分科大学では評議員が委員として参加した。⁽⁸⁾同委員会は四月三〇日までの一ヵ月余の間に合計一〇回の会合を開き、前記九件の諮問事項案のうち「学士試験」を欠く八件に、「評議会の改造」、「名誉教授推薦」、「優等生と特待生の存廢」、「卒業式廢止」、「学位問題」の五件を加えた合計一三件の総長諮詢案件について審議し、決議を行った。⁽¹⁰⁾審議決議内容は以下の通りである。

一、総長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）
（出席一九名）

推薦説

多数 三名

補職とするか任官にするか

任官説

多数 二名

推薦は教授全体にて直接選挙とするの説

多数 一九名

被選人は大学の内外を問はず広く適任者を求むるの説

多数 一八名

任期を附するや否や

任期説

多数 一六名

任期は五年とするの説

多数 一七名

一、学長推薦ノ件（銓衡委員ヲ置クコト）

学長は各分科大学毎に教授の互選とするの説

全会一致

（以上三月二七日）

（出席二九名）

任期を附するの説

任期は三年とするの説

再選は妨げなきの説

再選は何回にても可なりとの説

多数二八名

全会一致

多数二七名

多数一八名

(以上三月二十九日)

(出席二七名)

全会一致

多数一七名

(以上三月二十九日、四月八日兩日)

(出席二五名)

多数一五名

多数一七名

但除外例を設け教授会の議に附すること

(以上四月九日)

(出席二八名)

多数二四名

多数二七名

(以上四月一日)

(出席三〇名)

多数二六名

(出席二八名)

多数二一名

(以上四月一日)

(出席二五名)

多数一八名

少数 四名

一、優等生及特待生ノ存廃

特待生を廃止する説

優等生を廃止する説

一、卒業式廃止

廃止を可とする説

一、試験方法

科目試験の結果には数字評点を廃する説

試験の成績に階段を設けざる説

階段を設くる説

但階段の数は教授会に一任すること

総評を附せざる説

在学年限に限度を附する説

但年限は各分科大学の教授会に一任すること

(以上四月一八日)

(出席二四名)

少数 九名

多数二〇名

少数 二名

他の職務に従事する場合には当該分科大学教授会に於て許否する説

全会一致

他の職務に従事する件は教授会に於て決議したる上更に評議会の議に附する説

少数 九名

少数 六名

多数一四名

(以上四月二七日)

一、学位問題

(出席二七名)

国家が授与する説

少数

大学が授与する説

多数一七名

博士名称を改むる説

少数 七名

学位を学士と博士との二種にする説

多数二二名

学位と大学院との関係を全く絶つ説

少数 八名

(論文の審査は当該分科大学の教授会に於て為すの説は議論なく従つて採択せず)

博士会の推薦を廃止する説

多数二五名

総長の推薦を廃止する説

全会一致

教授会より推薦を為すの説

少数一一名

学位令細則中の自著論文とある論文なる語の意義は広義に解釈する説

多数二六名

学位を授与する大学の件は決議せざる説

少数 七名

大学院を併置する大学は博士の学位を授与するを得ることとし其他の大学にありては単に学士を授与するを得るの説

多数二一名

従来の博士は現状の儘とし本改正案を適用せざる説

多数二三名

(以上四月二七日、三〇日兩日)

こうして帝国大学制度調査委員会は二三件全部の審議を終えたが、これと並行して各分科大学教授会においても同様の審議がなされた。そして大正七年五月一四、二八兩日の評議會は調査委員会の審議結果と、各分科大学教授会の決議に基づき左記の決定を下したのである。

一、総長推薦ノ件

総長ノ任命ハ推薦ニ依リ専任トスルコト

推薦ハ教授全体ニテ直接選挙トスルコト

被選人ハ大学ノ内外ヲ問ハス広ク適任者ヲ求ムルコト
任期ヲ設ケ之ヲ五年トスルコト

一、学長推薦ノ件

一、学長ハ各分科大学毎ニ教授ノ互選トスルコト

一、任期ヲ附シ之ヲ三年トスルコト

一、再選ハ妨ケナキコト 何回ニテモ可トス

一、教授助教授ノ黜陟

一、任命免黜共ニ教授会ノ議ヲ経ルコト

一、教授助教授停年制度ノ設置

一、停年制度ヲ設ケ六十歳ヲ停年トスルコト

但シ除外例ヲ設ケテ教授会ノ議ニ附スルコト

一、評議會ノ改造

一、学長以外ノ評議員一名ヲ増加スルコト

一、任期ヲ二年トスルコト

一、名誉教授推薦ノ件

一、評議會ニ於テ推薦スルコト

一、学年始ヲ四月ニ改ムル件

大学以外ノ諸学校凡テ四月ヲ学年始トスルトキハ止ラ得ス同意スルコト

一、学年学級廃止及試験全廃

一、学年学級ハ廃止スルコト

一、試験ハ全廃セザルコト

一、優等生及特待生存廃ノ件

一、特待生ハ廃止スルコト

一、優等生ヲ廃止スルコト

各分科大学教授会ノ存廃意見数左ノ如シ
参照 存スル説 五三
廃止説 八八

(以上五月一四日)

一、卒業式ヲ廃止スルコト

各分科教授会ノ意見左ノ如シ

参照 廃止説 八九

存スル説 二九 (但農科ヲ除ク)

一、試験ノ方法

科目試験ノ結果ニハ数字評点ヲ廃スルコト

試験ノ成績ニ階段ヲ設クルコト

但階段ノ数ハ名分科大学ノ教授会ニ一任スルコト

総評ヲ附セサルコト

在学年限ニ限度ヲ附スルコト

但年限ハ各分科大学ノ教授会ニ一任スルコト

一、大学院改良

大学院ノ名称ハ之ヲ存スルコト

兵役ニ関スル特典ハ之ヲ廃スルコト

他ノ職務ニ従事スル場合ニハ当該分科大学教授会ニ於テ許可スルコト

在学年限ヲ三ヶ年トスルコト

但延期ノ許可ハ現在ノ通

一、学位問題

大学カ授与スルコト

各分科大学教授会ノ意見ハ左ノ如シ

参照 国家カ授与スル説 五五

大学カ授与スル説 八〇

博士会ノ推薦ヲ廃止スルコト

総長ノ推薦ヲ廃止スルコト

学位令細則中ノ自著論文トアル論文ナル語ノ意義ハ広義ニ解釈スルコト

従来ノ博士ハ現状ノ儘トシテ本改正案ヲ適用セサルコト

帝国大学制度調査委員会に關する一考察

(以上五月二八日)

以上見てきたように評議會の決定は全くと言ってよいほど帝国大学制度調査委員会の結論にそつたものであった。しかしこれは同委員会の委員に分科大学長の全員と学長外の評議員の大多数が加わつていたことからすれば当然の結果でもあつた。同委員会は構成員から見ればあたかも拡大評議會の觀を呈していたのである。ただ評議會の審議では各分科大学教授会の意見が参考にされ、わけても各分科大学単位の結論ではなく教授総数中の可否数が参考にされた点が注目される。高田案への対応の折は教授總會の開催が云々されながら各教授会単位の可否が評議會の意志決定につながつたいきさつを考えると、今回の審議過程はより教授總會方式に近いものだったと言えよう。

三 決議事項の実施

『東京帝国大学五十年史』によれば、帝国大学制度調査委員会における決定事項は、「或は大正九年七月改正の学位令中に現れ、或は本学の内規として実行せられ、或は大正九年制定の本学分科大学通則(学部通則の誤り―引用者注)中に現れたり」とされる。本章の課題はこの実施の具体的展開をみることにある。

1 総長、学長候補者の選挙

いわゆる帝大総長公選問題は大学自治の要として帝国大学創設当初より学の内外で唱えられ、総長交代のたびに常に問題化して来た。い

(大正四年)に京都大学の意志を實質的に反映し得たものの、総長公選の制度化に至らなかつた。東京帝國大学では今回の評議會決定にもとづき文部大臣に上申、内規による総長候補者選挙に踏み切つたのである。

大正八年七月八日の評議會は右内規を決議してゐる。

総長候補者選挙内規

- 第一条 総長候補者ハ教授ノ選挙ニ依リ之ヲ推薦ス
- 第二条 総長ノ任期ハ五年トス
- 第三条 総長ハ任期満了前ニ教授ヲシテ総長候補者ヲ選挙セシム任期中辭職セントスル場合亦同シ
- 第四条 総長死亡スルトキ又ハ選挙ヲ行ハシテ退職スルトキハ総長代理者教授ヲシテ総長候補者ヲ選挙セシム
- 第五条 選挙ヲ為スヘキ場合ニ於テハ総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ其ノ旨ヲ通告ス
- 第六条 各学部長前条ノ通告ヲ受ケタルトキ其ノ学部ノ教授ヲシテ協議員三名ヲ互選セシム
- 各学部ノ協議員ヲ以テ協議会ヲ組織ス
- 第七条 協議会ハ総長又ハ総長代理者之ヲ招集ス
- 協議会ハ総長又ハ総長代理者ヲ以テ議長トス
- 第八条 協議会ハ候補者タルニ適當ナリト認ムル者三名ヲ選定ス
- 前項ノ選定ハ一名毎ニ無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ投票ノ過半ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス当選者ナキトキハ最多數ノ得票アリタル者二名ニ就キ決選投票ヲ行ヒ之ニ決ス決選投票ノ結果得票同シトキハ年長者ヲ取ル最多數ノ得票アリタル者二名ヲ取ルニ付得票同シキ者アルトキ亦同シ
- 第九条 協議会ニ於ケル選定ノ結果ハ総長又ハ総長代理者之ヲ学部長ニ通知ス

ス

- 第十条 前条ノ通知アリタルトキハ各学部長ハ其ノ学部ノ教授ヲ招集シ總長候補者ノ選挙ヲ行ハシム
- 選挙ハ協議会ノ選定ニ拘束セラルムコトナシ
- 第十一条 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ
- 投票ノ効力ハ各学部教授ノ多數ニ依リ之ヲ決ス
- 第十二条 各学部ニ於ケル投票ノ結果ハ学部長之ヲ総長又ハ総長代理者ニ報告ス
- 第十三条 総長又ハ総長代理者ハ各学部長ノ報告ニ基キ各学部ニ於ケル投票ヲ通算シテ選挙ノ結果ヲ定ム 但シ各学部長ヲシテ之ニ立会ハシムヘシ
- 第十四条 投票ノ過半ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス
- 第十五条 前条ノ規定ニ依ル当選者ナキトキハ最多數ノ得票アリタル者二名ニ就キ決選投票ヲ行ハシム 第八条第二項ノ末文ノ規程ハ此場合ニ之ヲ準用ス
- 第十六条 当選者定マリタルトキハ総長又ハ総長代理者ハ当選者ノ承諾ヲ求メ其ノ諾否ヲ各学部長ニ通知ス
- 現任ノ総長当選者トナリタル場合ニ於テハ総長ハ其ノ諾否ヲ各学部長ニ通知ス
- 第十七条 当選者其ノ当選ヲ拒辭スルトキハ第五条以下ノ規定ニ依リ更ニ選挙ヲ行フ
- 第十八条 当選者其ノ当選ヲ承諾スルトキハ総長又ハ総長代理者ハ其ノ当選者ヲ文部大臣ニ推薦ス
- 但シ現任ノ総長当選者トナリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十九条 総長代理者ヲ置クヘキ場合ニ於テハ学部長中ノ年長者ヲ文部大臣ニ推薦ス
- この内規にもとづく最初の総長候補選挙は大正八年二月二日に実

施され、山川自身が最初の公選総長に選ばれている。

一方学長の選挙のほうは法科大学を例にとるならば、早々の大正七年七月五日の教授会においてその互選が行なわれ、総数二五票中一九票を獲得して小野塚喜平次が初代公選学長（大正七年七月二〇日〜八年七月一八日）に任じてゐる。

2 教授助教授の黜陟

教授助教授の任命を教授会決議にもとづかせることは、今時の評議会決定以前にも一部の分科大学では実行されていた。法科大学の場合、すでに大正二年二月一三日の教授会決定で「教授助教授ノ任命ニ関スル教授会ノ決定方法」を決定し、以降実施していたのである。

新ニ教授助教授ニ任命セラルル場合ニハ出席教授ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルコト

兼官ノ教授ヲ本官トスルトキ亦同シ

但 渡辺鉄蔵 上野道輔両氏及現在兼任ノ教授ニツキテハ此決議ニヨラサルコト

助教授ノ教授ニ昇任スル場合ニハ特ニ異議ノ申立ヲナス者アリテ議題トスルニアラサレハ採択ヲ要セサルコト⁽¹⁾

従つて法科大学にとつては今回の決議はその追認の意味しかなかつたと言えよう。

しかし工科大学の場合は評議会決議にもとづいて教授助教授の教授会決定方式を発足させたものと思われる。大正八年三月二五日の工科大学教授会は「助教授推薦ノ件ニ関シ先決問題」として「向後人事ニ

帝國大学制度調査委員会に關する一考察

関スル件ハ凡テ無記名投票ニヨリ出席者数四分ノ三以上ノ同意ヲ要スル」旨決議し、当日より適用した。

なお工学部と改称した後の大正二二年二月六日の教授会は左記の内規を制定している。

教授助教授任免ニ関スル内規

- 一、新ニ教授ヲ任用スルノ必要アル時学部長ハ其旨ヲ教授会ニ報告シ候補者ノ推薦ヲ請求ス
- 二、教授会ニ於テ前項ノ請求ヲ認メタル上候補者ヲ学部長ニ推薦スル者アル場合学部長ハ無記名投票ニヨリ五名ノ人事委員ヲ選挙セシム
- 三、学部長ハ人事委員会ニ出席シ推薦者ヲシテ候補者ノ氏名経歴及其学力等ヲ説明セシム
- 四、人事委員会ニ於テハ全員ノ出席ヲ要シ二名以上ノ同意ヲ得タル候補者ニ限り学部長之ヲ教授会ニ提出ス
- 五、教授ニシテ退職ノ必要アリト認メラレタル者アル時学部長ハ教授五名以上ノ同意ヲ得テ人事委員ノ選挙ヲ教授会ニ請求ス
- 六、前項ノ場合教授会ハ無記名投票ニヨリ五名ノ人事委員ヲ選挙ス
- 七、退職ノ必要アリト認メラレタル者ニシテ人事委員ニ当選シタル場合ニハ残余ノ委員ヲ以テ委員会ヲ組織ス
- 八、学部長ハ人事委員会ニ出席シ当該教授ノ名ヲ明示シ其理由ヲ説明スベシ
- 九、人事委員会ニ於テ全員一致ヲ以テ当該教授ノ免黜ヲ可決シタル時ハ学部長之ヲ教授会ニ提出ス
- 十、第四及第九項ノ教授会ヲ招集セントスル時ハ少クトモ一週間前ニ各教授ニ通知ヲ発スルヲ要ス
- 十一、前項教授会ノ決議ハ教授総数ノ三分ノ二以上出席シ出席者四分ノ三以上ノ同意アルヲ要ス

但旅行中ノ教授ハ本項ノ數ニ算入セス又同一事項ニツキ再招集ヲナシタル場合ニ於テハ出席者ノ數ニ掲ハラズ決議ヲナスコトヲ得

十二、助教授ノ任命ニ關シテハ学部部長之ヲ教授總會ニ提出シ出席者四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決定ス

十三、自己ノ進退ニ關シ教授會若クハ教授總會ノ議ニ附セラレタル教授若クハ助教授ハ教授會若クハ教授總會ニ出席スルコトヲ得ルモ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

3 教授助教授停年制度の設置

本問題を山川総長が調査委員会に諮問した動機は「老朽教授を強制的に整理し、之に代ふるに新進教授を以てし、一は以て日進月歩の学術界の趨勢に應ずると共に、又大学内に一つの新陳代謝作用を行はしめんとする」にあつたと言われる。⁽¹³⁾ 本件は「委員会に於ては議論が相當に紛糾した」とされ、事実出席二五名中一五名の賛成という少差で可決された。⁽¹⁴⁾⁽⁹⁾

そして決定後も、停年退職者に増加恩給を与えるためには法改正が必要とされたにもかかわらず、この件に關する政府の同意が得られず、その見込みがたないままに山川総長の辞任となつてしまつた。

そして古在総長時代の大正一〇年五月、司法官の停年並びに恩給加増が法律をもつて制度化されたのを機に、政府との交渉を再開したのである。しかしこの折も、法制化に關しては当時の原敬首相の同意を得ることができず、結局翌大正一一年三月、大学の内規と経費によつて実施されることになつた。この間の経緯については当時の法学部長中田薫の「古在氏の想出」(安藤田秀編『古在由直博士』昭和一三年)にくわ

しいのでそれにゆずるが、当時のこうした事情を反映してかこの内規が成文化された記録がない。次にかかげるものは昭和三二年一月二六日に制定された現行の内規であるが、旧來のものと同趣旨とされる。

東京大学教官の停年に関する規程

第1条 東京大学に勤務する教授、助教授及び常勤講師(以下「教官」といふ)の停年については、この規程の定めるところによる。

第2条 教官の停年は、満60歳とする。

2 教官の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

附 則 (略)

4 評議会の改造

評議員を一名ずつ増員する件に關しては改正帝国大学令(大正八年二月七日勅令第十二号)に、「帝国大学ニ評議會ヲ置キ各学部部長及各学部ノ教授二人以内ヲ以テ之を組織ス」(第五條)という形で反映がみられる。実際に増員された評議會が初めて開催されたのは大正八年四月一五日であつた。

任期を二年に短縮する件は、上記改正帝国大学令では従来通り三年に明記(第六條)されており、実現されなかつた。

5 名誉教授の推薦

名誉教授の推薦については従来から評議會が行つて来たが、大正七年二月三日の評議會において推薦手続きを確認議決した。

一 推薦提出者ハ総長又ハ評議員何レニテモ可ナルコト

一 採決ハ無記名投票ヲ以テスルコト

一 評議員四分ノ三以上出席ニアラザレバ投票ヲ行ハサルコト

一 出席員四分ノ三以上(四分ノ三ノ賛成アルニアラザレバ推薦セサルコト

一 候補者提出アリシ會議当日ハ説明ニ止メ議決ハ次回ニ於テスルコト

(候補者ノ効績調査等ノコトヲ教授会ニ諮詢スルコトハ差支ナン)

なお本内規はその制定当日、理科大学長代理藤沢利喜太郎より推薦を提議された元工科大学教授渡辺に適用された。渡辺は次回(大正八年一月二日)、無記名投票による全会一致で名誉教授推薦が決定した。

6 学年開始の四月への変更

そもそも官立諸学校の学年始を従来の九月より、小、中学校と同じ四月に始める件は、奥田文政下の教育調査会において決議され、東京帝国大学評議会もこれに先立ってその承認を決定していた事項であり、今回の決定はその追認であった。

文部省の実施の意向を受けて、大正八年一月四日の評議会は、再度教授会の意見を徴し、総長に結果を報告するよう協議した。この意見徴集には翌年の二月までを要したが、改正しても支障なしとする教授会や、高等学校のほうが改められる以上は同意するほかなしとする教授会等種々の意見が出たものの、絶対拒否という意見もなく、大正九年二月三日の評議会で大正一〇年より改正の見込で調査する旨決定したのである。

学年開始を四月とするための学部通則改正は同年五月十一日の評議

帝国大学制度調査委員会に関する一考察

会で決定、大正一〇年四月一日をもって施行された。

7 学年学級の廃止

今、学年学級制廃止にまつわる制度改革を工学部にみてみよう。まづ工科大学から工学部と改称された直後の大正八年五月二二日の教授総会で学科課目整理委員会が設置される。この委員会の審議にもとづく学科課程、試験規定は同年七月に制定されたが、そこでは学年制が廃され科目制がとられた。即ち、授業を完了した科目について毎年三月に科目試験を行い、各学科所定の必修科目、選択科目、それに論文の試験に合格した者を卒業としたのである。

工学部ではさらに改革を推し進めるために大正一二年一月二五日の教授総会で学制研究委員会を設置した。⁽¹⁸⁾ 本委員会は同年二月六日、前記「教授助教授任免ニ関スル内規」とともに「学制ノ大体方針、教授助教授任ニ関スル事項」⁽¹⁹⁾を教授総会に提出、同「方針」は翌年二月二一日に承認された。

学制ノ大体方針

- 一、工業ニ関スル基礎学ニ重キヲ置クコト
- 二、学修ヲ一定型ニ箝制セシメザルコト
- 三、必修科目ヲ成ルベク減少シ学生ヲシテ学修ニ自由ナラシムルコト
- 四、各研究機関ノ価値ヲ發揮セシムベキコト

この後同委員会は約一年を要し「新学制案」を作成し、大正一三年一二月四日の教授総会にこれを提出したが、これは従来学科が一一に別れていたものを機械系、土木建築系、応用化学系及び基礎学系の四

一 採決ハ無記名投票ヲ以テスルコト

一 評議員四分ノ三以上出席ニアラザレバ投票ヲ行ハサルコト

一 出席員四分ノ三以上(四分ノ三ハ含ム)ノ賛成アルニアラザレバ推薦セサルコト

一 候補者提出アリシ會議当日ハ説明ニ止メ議決ハ次回ニ於テスルコト

(候補者ノ効績調査等ノコトヲ教授会ニ諮詢スルコトハ差支ナシ)

なお本内規はその制定当日、理科大学長代理藤沢利喜太郎より推薦を提議された元工科大学教授渡辺に適用された。渡辺は次回(大正八年一月二日)、無記名投票による全会一致で名誉教授推薦が決定した。

6 学年開始の四月への変更

そもそも官立諸学校の学年始を従来の九月より、小、中学校と同じ四月に始める件は、奥田文政下の教育調査会において決議され、東京帝国大学評議会もこれに先立ってその承認を決定していた事項であり、今回の決定はその追認であった。

文部省の実施の意向を受けて、大正八年一月四日の評議会は、再度教授会の意見を徴し、総長に結果を報告するよう協議した。この意見徴集には翌年の二月までを要したが、改正しても支障なしとする教授会や、高等学校のほうに改められる以上は同意するほかなしとする教授会等種々の意見が出たものの、絶対拒否という意見もなく、大正九年二月三日の評議会で大正一〇年より改正の見込で調査する旨決定したのである。

学年開始を四月とするための学部通則改正は同年五月十一日の評議

会で決定、大正一〇年四月一日をもって施行された。

7 学年学級の廃止

今、学年学級制廃止にまつわる制度改革を工学部にみてみよう。まず工科大学から工学部と改称された直後の大正八年五月二日の教授総会で学科課目整理委員会が設置される。この委員会の審議にもとづく学科課程、試験規定は同年七月に制定されたが、そこでは学年制が廃され科目制がとられた。即ち、授業を完了した科目について毎年三月に科目試験を行い、各学科所定の必修科目、選択科目、それに論文の試験に合格した者を卒業としたのである。

工学部ではさらに改革を推し進めるために大正一二年一月二五日の教授総会で学制研究委員会を設置した。⁽¹⁸⁾ 本委員会は同年一月六日、前記「教授助教授任免ニ関スル内規」とともに「学制ノ大体方針、教授助教授任ニ関スル事項」⁽¹⁹⁾を教授総会に提出、同「方針」は翌年二月二日に承認された。

学制ノ大体方針

- 一、工業ニ関スル基礎学ニ重キヲ置クコト
- 二、学修ヲ一定型ニ箝制センメザルコト
- 三、必修科目ヲ成ルベク減少シ学生ヲシテ学修ニ自由ナラシムルコト
- 四、各研究機関ノ価値ヲ發揮セシムベキコト

この後同委員会は約一年を要し「新学制案」を作成し、大正一三年二月四日の教授総会にこれを提出したが、これは従来学科が一一に別れていたものを機械系、土木建築系、応用化学系及び基礎学系の四

科に再編し、さらに研究組織と教育組織を分離しようとする画期的な改革案⁽²⁰⁾であった。

しかし大正一四年一月二日に決定、四月より実施された「工学部規定」によって実現したのは従来通り一一の学科を置くものであった。しかし科目制からさらに進んで単位制がとられ、第四科（基礎学系）に構想されていた科目がそっくり学部直属科目となり、卒業必要単位四〇単位中一三単位がこの内から取るよう定められるなど、学級制廃止の趣旨をさらに進める改革がなされたのである。⁽²²⁾

8 優等生、特待生の廃止と試験方法の改善

優等生、特待生の廃止は試験成績の点数制の廃止と結びついた問題である。つまり細かな点数による順位がつかなくなり、これにともなうてこれらの制度は意味を失ったと言えよう。

特待生制度は明治一九年の分科大学通則制定以来、その通則の一項に規定されて来たもので、各分科大学学生中の學術優等品行方正者を選^びび特待生とし、授業料免除の特典を与えるという制度である。しかし本制度に関しては帝国大学制度調査委員会以前に、大正五年五月二三日の評議会決定で授業料免除の特典が「経費補足」を理由に廃止されてしまい、単に名譽的なものに変質していた。そして大正七年六月一八日の評議会は分科大学通則中の特待生規定そのものを廃止したのである。

優等生の選定は明治三二年、始めて卒業式に明治天皇の臨幸を仰いだ際、御下賜賞品銀時計の授了者の選定に始まる。以来、毎年この優

等生選定は行なわれ、後に述べる卒業式の廃止事由にも数えられるほど、その中心的位置をしめるようになっていたが、大正七年を最後に行なわなくなった。

なおこうした動きと関連して、大正七年六月一八日の評議会は卒業学生の席次を次年、つまり大正八年より成績順から五十音順と変更することに決した。

9 卒業式の廃止

東京帝国大学の卒業式は、明治三二年以来臨幸を仰ぎ、優等生が銀時計の下賜を受けることを例としたこともあって、同大学における一大行事となっていた。しかしこのいわゆる恩賜の銀時計をめぐる「恩賜を拝するの榮譽に浴せんが為めに努力勉強し、只管他に優らんことを欲するの弊」⁽²³⁾を生み、批判の対象となっていた。

その廃止問題はすでに大正五年末の理科大学教授会の決議にもとづき理科大学長より評議会上に提案されたことがあった。この提案は翌六年五月一五日の評議会での議決では否決されたのである。しかし、前述のように帝国大学制度調査委員会は再びこの問題を検討しその廃止を決議、評議会もこれを追認したので、卒業式は大正八年より廃止されたのである。

10 大学院および学位制度の改良

大学令の発布、帝国大学令の改正によって形式上一番大きい変更をこうむったのは大学院制度である。旧帝国大学令は大学院を分科大学

とともに帝国大学の独立の構成要素とし、分科大学を「學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所」とする一方、大学院に「學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究」する使命を与えていた(第二條)。ところが新帝国大学令は帝国大学を「數個ノ学部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス」(第一條)るものとし、大学院はその「帝国大学ニ……置ク」(第三條)ものとした。この大学院とは、大学令による学部には置かれた研究科を「連絡協調ヲ期スルヲ為之ヲ綜合」したといった性格のものである。

旧制度では東京帝国大学では大学院に関して独立の大学院規定を設けていたが、大学院が学部に従属した性格のものとなつたため学部通則(大正九年一月一七日評議會議了)中の一節(第八節 大学院学生)に組み込まれた。これによると大学院学生の在学年限は二年とされ、帝国大学制度調査委員会と当時の評議會の決議である三年とは異なる。他業従事に関しても従来通り教授会ではなく学部長(分科大学長)の許可事項であり、帝国大学制度調査委員会当時の決議は実施されていない。

学位制度に関しての帝国大学制度調査委員会および評議會の決議と、大正八年三月二八日の臨時教育會議の学位制度に関する答申の主旨は一致していた。つまり、学位は各大学が授与すること(ただし文部大臣の許可を要す)、博士会や帝国大学総長の推薦による博士の廃止(博士会そのものの廃止)を答申は主張しており、大正九年七月五日制定の新学位令はこの線にそつたものであった。

新学位令制定に伴ない、東京帝国大学評議會は東京帝国大学学位規則の協議を大正九年一〇月五日より開始、同年十一月一六日に議了し、翌一〇年三月二三日文部大臣の認可を経て施行した。

むすび

臨時教育會議による大学教育及び専門教育の改善についての答申(大正七年六月二日)を目前にし、大学令の公布(同年二月六日)、帝国大学令の改正(大正八年一月七日)に先立って東京帝国大学は帝国大学制度改革に関する意志を固めた。帝国大学制度調査委員会はその過程で生れ、機能した。しかしそれはいかなる役割を果たしたのか。

法科大学教授会が「教授会ノ意見ヲ代表スルコトナキヲ条件トシ」てその委員の選出を行った(大正七年三月二〇日)ように、同委員は大学の正規の意志決定機関たる教授会↓評議會にかわつてその権限を行使するものでは勿論ない。それはあくまでも調査委員会であった。

しかし同委員会は評議員のほぼ全員が構成員と成つたため、二節でもふれたようにいわば拡大評議會の觀を呈した。一〇回におよぶ会合においても格別に資料を検討した様子もなく、初会から議決を行っている。この委員会の議事録全体が評議會の記録中に書き残されたのも、これが評議會の延長的性格を持つていたことを示唆する。

これらの点は、実はこの帝国大学制度調査委員会を先例と意識して設置された昭和一二年の大学制度(臨時)審査委員会が三つの特別委員会を軸に、内外の資料をもとに調査し結論を出していったことと大きな対照をなす。こうしたことから考えると、帝国大学制度調査委員会は「調査」という名称にかかわらず、各分科大学教授会の意志決定に先立ち評議會メンバーに教授会の選挙による代表を加えた拡大評議會によって一応の結論を出し、学内世論をリードするといった機能

以上は評議会記録中の議事録による。しかし『検印録』(大正七年一七頁)中の委員会召集者の名簿では、医科では片山、文科では上田を欠き、工科では寺野精一が記載されている。また農科では古在を欠き、町田咲吉、麻生慶次郎の名前がみえる。これが何故上記のような人数のアンバランスを結果したのか不明であるが、上田、古在が加わったことは明らかに他の分科にあわせて学長を委員としたものであり、医は評議員である片山を追加したものと考えられる。

なお、『東京帝国大学五十年史』(下冊 八五頁)は委員数を三五名としているが誤りである。

(9) 『東京帝国大学五十年史』(同右)には「四月十四日に至るまで」とあるが誤りである。

(10) なお京都帝国大学では同じ時期(大正七年四月二十五日、五月二三日)に臨時学制改革問題審議委員会が設けられ、東京帝大とはほぼ同様の件について審議している。ただ「教授助教授の黜陟」を欠き、「帝国大学特別会計法の廃止」「大学の開放」「講座制度の廃止」「大学教官優遇の方法」とより広範な議題を取り扱っている。(『京都大学七十年史』昭和四二年六九頁)

(11) 拙稿前掲(2) 参照

(12) なおこの決議は定足数にない点があり、大正六年六月七日には「教授助教授任命ニ関スル教授会ノ決議ニ関スル」大正二年二月十三日の決議ノ出席教授三分二以上ノ同意ヲ要スルコトナルハ教授三分二以上ノ出席ヲ定足数ト為シタル上ノコトナリト解釈」する旨定められた。

(13) 花見 前掲(4) 三三二頁

(14) 同上 三三二頁

(15) これは停年制度実施後も尾を引いた。工科大学教授の広井勇がこの制度に反対の意志を貫くために停年を待たず辞職したという後日譚まである。(故広井工字博士記念事業会『工字博士広井勇伝』昭和五年 七七頁)

(16) 拙稿 前掲(2) 参照

(17) 工字部学科課目整理委員名簿

柴田睦作(土木)、内丸最一郎(機械) 井口常雄※(船舶)、山内鎮一※

帝国大学制度調査委員会に関する一考察

大河内正敏(造兵)、西健※(電気)、佐野利器(建築)、鴨居武(応化)、楠瀬熊治もしくは山家信次※(火薬)、舟橋了助(採鉱)、俵国一(冶金) (※印は助教授)

(18) 工字部学制研究委員会名簿
山口昇(土木)、斯波忠三郎(機械)、末広恭一(船舶)、栖原豊太郎(航空)、青木保(造兵)、瀬藤象二(電気)、佐野利器(建築)、大島義晴(応化)、西松唯一(火薬)、舟橋了助(鉱山)、俵国一(冶金) (但し大正二一年一月三〇日時点)

(19) 「教授助教授ニ関スル事項」を参考までに掲げる。

五、教授及助教授ハ毎年一回(三月末日迄) 講義ノ梗概指導ノ実況研究ノ経過及育英ノ情况等ヲ録シ学部長ニ報告スルモノトス

六、教授及助教授ハ従来ノ研究論ヲ成ルヘク学部長ニ差出シ尚向後ノ研究論又ハ之ヲ学部長ニ提出スベシ学部長ハ之ヲ輪講会又ハ其他教授助教授集会ノ機会ニ於テ発表スルコト

七、助教授又ハ在外研究員ハ必スシモ教授ノ候補者ニアラザルコト

(20) 「工字部ヲ四科ニ分ツ」(内田祥三文書 学科学生関係 其一百一年 史編集室蔵)

(21) 「工字部規程内規」第六条

(22) これら一連の工字部「学制改革」と当時の工業教育改革の動きの関連については、拙稿「連合工業調査会『工業教育刷新案』と東京帝国大学工字部「学制改革」」(『大学史研究通信』第一号 昭和五三年) 参照

(23) 『東京帝国大学五十年史』 下冊 一一七頁

(なお評議会、各教授会における審議経緯は各記録による。)

(たち あきら・奈良教育大学助教授)